

令和7年度 山形市立第二中学校部活動経営方針

1 ねらい

部活動とは生徒の自主的、自発的な参加による学校教育の一環として行われる活動であり、目標に挑戦する中で、スポーツや文化活動の楽しさや喜びを味わい、心身の健康を増進し、生涯にわたってスポーツや文化活動に親しむ資質・能力を育成すると共に、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を営む態度を育てるものである。

2 学校教育目標との関連

「未来に向かって主体的に生きぬく生徒の育成 ～知性・友情・健康・貢献～」

- (1) 興味や関心を追求し課題を克服するなかで、生徒の自律性を養い体力や技能の向上を目指す。
(知性・健康)
- (2) 異学年との交流を通し、互いに協力して多様な活動をすることにより、幅広い人間的なふれ合いやつながりを深め、好ましい人間関係の形成を図る。
(友情)
- (3) 学区内小学校や高等学校、地域総合型スポーツクラブ等と連携し、双方向の交流を図る。
(貢献)

3 重点

主体性・協調性・あいさつ

4 指導上の留意点

- (1) 部活動と学業との調和を図るよう適切な活動計画を設定し、効果的・効率的な指導を行う。
- (2) 大会、練習会、コンクール等の参加にあたっては、生徒（保護者）、顧問の負担を充分配慮し検討した上で決定すること。また、泊を伴う活動や県外での活動は、様式6に沿って事前に教頭に相談し校長の了承を得ること。
- (3) 生徒の健康状態（アレルギー、既往症等）を事前に把握し、活動中にも体調の変化に注意をはらい指導を行う。活動の始めと終わりに出欠席を確認し、所在のわからない生徒は学年・担任と連絡をとり、必ず確認する。会議等でつけない場合も他顧問などをお願いして確認する。顧問がつかない場合は、活動を行わない。
- (4) 事故が発生した場合、平日においては保健室で対応し、顔や頭についての怪我は病院への通院を行い、組織として速やかに対応する。また、土、日等の休業日については顧問が責任を持って対応し、保護者、医療機関と連携し、管理職に連絡する。
- (5) 用具や部室、活動場所の適切な使用と管理を十分に指導する。
- (6) 保護者会と活動計画や状況等の情報交換を密に行い、連携を深めると共に、会計責任者等、学校への支援体制や役割を明確にする等の共通理解を図る。
- (7) 自ら研修に励み、科学的トレーニングを積極的に導入してスポーツ障害・外傷やバーンアウト防止に努める。また、生徒と十分なコミュニケーションをとり体罰及びハラスメント根絶の徹底を図る。
- (8) 部長と連絡を密にし、生徒たちが主体的に活動できるように指導する。
- (9) 生徒の健康・安全を考えながら、山形市教育委員会の部活動ガイドラインに沿って活動を行う。

5 部活動の加入と設置について

部活動 1

- (1) 部活動の加入については任意加入とする。

(2) 令和7年度は18の部活動とする。

(3) 運動部設置について

- ①ソフトボール（女子） ②軟式野球（男女） ③サッカー（男女） ④陸上競技（男女）
- ⑤男子ソフトテニス ⑥女子ソフトテニス ⑦男子バレーボール ⑧女子バレーボール
- ⑨男子バスケットボール ⑩女子バスケットボール ⑪卓球（男女） ⑫男子バドミントン
- ⑬女子バドミントン ⑭剣道（男女） ⑮なぎなた（男女） ⑯水泳（男女）

(4) 文化部設置について

- ⑰吹奏楽（男女） ⑱美術（男女）

(5) 特別活動部

- ⑲駅伝等、学校長の判断において臨時に開設する。

(6) 外部で活動する生徒について

学校外で行っている生徒は、所属クラブからの中体連大会出場、壮行式の参加有無について確認する。
中体連大会出場有の場合、様式11を部活動担当に提出する。

6 部活動の約束について

(1) 活動期間と終了時間について

項目	期間	活動終了	完全下校
通常活動	通年	17:00	17:15
5時間・清掃なし	通年	16:30	17:15
延長活動	通年	17:45	18:00

(2) 日常活動について

- ①顧問がついた活動を原則とする。
- ②活動終了後、生徒が校外に出るまで顧問が下校指導する。
- ③定時退校日、職員会議等のときは活動を行わない。
- ④朝練習は禁止とする。ただし、校長が認めたものは臨時で許可する（大会時）。
- ⑤職員会議以外の諸会議がある際には、当番を決めて巡視する。
- ⑥校外での活動は必ず顧問がついて指導する。特に移動時の安全には配慮すること。
- ⑦活動場所等、活動板の表示を確実に行う（各部部长）。給食室前の掲示板に時間を記入する。
- ⑧正面駐車場での活動は行わない。
- ⑨校内での活動において、器具（ボール、ラケット、バット等）を使用する場合は、顧問の指導の下で行う。
その他、校内において危険な練習はしないこと。
- ⑩校舎周辺をランニングする際は教員がつくこと。学校の正面（学院体育館側）は衝突や事故等の安全面の観点から走らないこと。
- ⑪冬期間や雨天時の校舎の使用について、校舎内のランニングは行わないこと。ただし、休日は顧問の判断で指定した場所をランニングしてもよい。また、階段の上り下りは、東階段、北階段のみを使用する。上りはランニング、下りはジョグ程度とし、安全に十分配慮すること。
- ⑫生徒の荷物管理について、荷物は活動場所に必ず持っていき、教室には帰らないようにする。外・体育館・武道場での活動の部活の外履きは活動場所に置き、活動終了後、昇降口に戻らない。
- ⑬休日や延長時の施設施設について、最後に活動した顧問が責任をもって行う。
- ⑭平日の練習は2時間程度とする。

(3) 休日の部活動について

部活動2

- ①毎週日曜日は部活動休止日とする。

- ②大会等でやむを得ず日曜日を休止日とできない場合は、校長の承認を得ること。また、休日活動許可申請書 (様式4) を提出し、直近の土曜日を部活動休止日とする。やむを得ず両日とも休止日にできない場合は、直近の登校日を部活動休止日とする。(定時退校日を除いて設定すること。)
- ③休日の練習は **3時間程度** とし、準備・片付けも含める。ただし、強化期間中や対外試合、遠征、合宿、文化部の練習会、大会・発表の準備などは例外とする。
- ④校舎内を使用する場合は、担当顧問が責任を持って生徒玄関の開錠を行う。
- ⑤入室者は、日番日誌に氏名、入室時間を記入する。最後の方は、誰が残っていないか確認し、施錠を行う。
- ⑥監督不在のまま、生徒のみで活動していることのないようにする。
- ⑦長期休業中の活動時間も準備・後片付けも含めて3時間以内とする。夏季休業についてはクーリングダウン等も含める。また、土曜日及び日曜日は活動しない。さらに **長期休業中は連続した休日を設けること**。諸般の事情で活動日とする場合は、必ず平日に代休日を設ける。その際、休日活動許可申請書 (様式4) を提出すること。また、スポーツ教室や対外試合等の際は、二中職員の駐車スペースを確保する。

(4) 延長活動について

- ①延長活動は、顧問が指導できる場合のみ認める。
 - 中体連総体・新人戦・コンクールについては、2週間前からの延長を可能とする。
 - 諸大会前(大会に向けた演奏会を含む)については、1週間前からの延長を可能とする。
- ②外部会場使用時に延長活動を行う際は、管理職に事前に相談し許可のもとで実施する。
- ③延長活動期間中は、各部で定時退校日を設ける。
- ④日番は、17時00分に延長活動を行う部活を放送する。
- ⑤平日の練習時間は2時間のため、5校時の清掃なしの日課については、16時30分までの活動になる。

(5) 部活動中止期間について

- ① 定期テスト(中間・期末テスト)の3日前とテスト当日、合計4日間とする。
- ②長期休業意中の学校閉鎖日、土曜日、日曜日。
- ③感染症拡大等の恐れのある臨時活動中止日。
(部活動中止期間に活動がある場合は、特例として校長の承認を得て、全職員の理解のもと行う。)

(6) 県外遠征試合(コンクール等)や合宿等の泊を伴うスポーツ・文化活動の参加について

- ①活動の参加は長期休業中及び休日とする。
- ②参加にあたっては、**実施日1ヶ月前**をめぐりに教頭に相談し、校長の了承を得ること。また、山形市教育委員会への承認申請書提出について、実施30日前までに提出し承認を得ること。 (様式6)
- ③期間は3泊4日以内とする。
- ④参加は希望制であること。
- ⑤費用について、過度な負担にならないように十分配慮し、事前に保護者会と話し合い理解を得ること。
- ⑥県・東北・全国中体連主催大会や主要コンクール、遠方での強化事業や練習会等は、公的交通機関を利用すること。
- ⑦引率指導者は複数が望ましい。
- ⑧ 健康・安全面を十分に配慮すること(早朝出発して深夜帰宅はしない)

(7) 生徒の移動手段について

- ①自転車を利用する場合は、交通ルール・マナーを守るよう、事前の交通安全指導を徹底する。また、必要に応じて危険箇所に関問、保護者等が立ち安全指導を行う等、事故の未然防止に努める。
- ②県・東北・全国中体連主催大会や主要コンクール、遠方での強化事業や練習会等は、公的交通機関を利用すること。
- ③保護者の自家用車には他の生徒を同乗させないこと。

部活動3

(8) 自転車使用について

- ①校外練習時のみ、健康指導部の指導に従って許可する。顧問の責任において使用すること。

(9) 体育館使用割り当てについて

①平日の割り当ては以下の①②③でローテーションする。

①	男子バスケットボール	女子バスケットボール	東側 (ステージ)
	男子バレーボール	女子バレーボール	西側 (入り口)
②	男子バドミントン	女子バドミントン	東側 (ステージ)
	男子バレーボール	女子バレーボール	西側 (入り口)
③	男子バスケットボール	女子バスケットボール	東側 (ステージ)
	男子バドミントン	女子バドミントン	西側 (入り口)

・顧問間の相談で交換することができる。

②休日の体育館使用割り当ては以下のA B C Dでローテーションする。

開始時間	8 : 30	10 : 30	12 : 30	14 : 30
A	男子バレー 女子バレー	男子バスケ 女子バスケ	卓球	男子バド 女子バド
B	男子バスケ 女子バスケ	卓球	男子バド 女子バド	男子バレー 女子バレー
C	卓球	男子バド 女子バド	男子バレー 女子バレー	男子バスケ 女子バスケ
D	男子バド 女子バド	男子バレー 女子バレー	男子バスケ 女子バスケ	卓球

③冬期間、雨天時の会場使用割り当ては以下の通りとする。

No.	部 名	月	火	水	金
1	ソフトボール	1 F 北廊下	1 F 北廊下	4 F 多目的	3 F 多目的(奇数週) 1 F 北廊下(偶数週)
2	軟式野球	3 F 多目的	4 F 生徒会室前	4 F 生徒会室前	4 F 生徒会室前 (奇数週) 3 F 多目的(偶数週)
3	サッカー	1 F 南廊下	4 F 多目的	1 F 北廊下	1 F 南廊下
4	陸上競技	2 F 渡り廊下	2 F 渡り廊下	2 F 渡り廊下	2 F 渡り廊下
5	男子ソフトテニス	4 F 多目的	3 ラーセン前	3 F 東教室	3 ラーセン前
6	女子ソフトテニス	3 ラーセン前	3 F 多目的	3 ラーセン前	1 F 北廊下(奇数週) 4 F 生徒会室前 (偶数週)
7	男子バレーボール	体育館以外は	4 教室前廊下 3 F 東教室 1 F 南廊下	3 F 多目的 4 教室前廊下 1 F 南廊下	4 F 多目的 4 教室前廊下
8	女子バレーボール				
9	男子バスケットボール				
10	女子バスケットボール				
11	男子バドミントン				
12	女子バドミントン				
13	卓球	プラザ ミーティング	プラザ ミーティング	プラザ ミーティング	プラザ ミーティング
14	水泳・水球	3 F 多目的前	3 F 多目的前	3 F 多目的前	3 F 多目的前
15	剣道	武道館	武道館	武道館	武道館
16	なぎなた	武道館	武道館	武道館	武道館
17	総合	ポプラ	ポプラ	ポプラ	ポプラ

7 新入生の本入部について

(1) 部活動オリエンテーション・・・4月初旬

入部までに入部希望調査を適時実施する。また、新入生オリエンテーション時に部活動紹介の冊子を準備し、部の活動状況や必要経費等を知らせる。

(2) 体験活動期間・・・4月中旬～下旬

- ・それぞれの活動場所に移動して見学または体験活動をする。
- ・自分が入部を希望する部で上級生と一緒に活動する。
- ・体験期間中、できれば2～3の部活動を体験して本入部ができるようにする。
- ・活動時間は16：45までとする。部活によっては早く終了する場合も有る。

(3) 新入生の休日活動・大会参加について

体験活動期間の休日の活動については原則として1年生の参加はしない。ただし、市中総体に出場させたい生徒がいる場合は、受付期間に正式な手続きを行い活動させること。(部活動登録票提出)

(4) 正式入部・・・4月下旬

正式入部の諸注意

- ・保護者、担任、顧問の承諾のもとで正式入部が決定する。
- ・入部の意志確認や名簿作成、緊急連絡先の確認のため部活動登録票を活用する。(様式3)

(5) 各部の適正人数配置に向けて

生徒減に伴い、1つの部に片寄ることを防止する。

- ・保護者会等と連携し、各顧問は部活説明会を開催することが望ましい。大会出場選手人数や、必要経費、練習試合の送迎などを知らせる。

8 転部について

[①別紙を参照する](#)

[②転部（仮入部）申請書](#)

(1) 部活動内の状況や本人・保護者の意向を十分に聞き取り、慎重に対応する。

(2) 転部の流れ

- ① 転部希望があった場合は、顧問は本人・保護者とよく相談する。
- ② 顧問は担任、学年主任、生徒指導主事に連絡し相談する。
- ③ 担任は生徒指導主事と連携しながら、本人と連絡し確認・相談する。
- ④ 担任・生徒指導主事は問題に応じて学年主任やSC、養教等と連携する。
- ⑤ 担任は保護者に連絡・確認を行う。学年主任は、主任会等で進捗状況を報告する。
- ⑥ 担任は新顧問へ転部の意向を伝える。
- ⑦ 新顧問は本人と面談し、意志の確認を行う。
- ⑧ 本人と保護者は転部（仮入部）申請書に必要文書に記入・捺印し担任、顧問に提出する。
- ⑨ 2週間程度の仮入部後に、部活動登録票を提出して、転部が完了する。

9 事故発生時の対応について

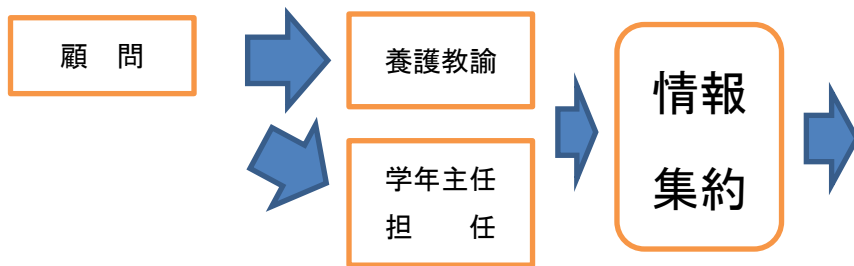
部活動5

事故発生

【対応】

①報告（事前事後）

・生徒指導主事



10 熱中症防止・雷発生時の対応について

(1) 高温多湿時の活動において、以下の表をふまえ、活動の延期や見直しなど柔軟な対応を行う。

警戒レベル	WBGT	乾球温度	対 応
4 運動中止	31℃	35℃	運動を中止し、活動の延期等の変更を検討する。
3 嚴重警戒	28℃	31℃	激しい運動は中止。頻繁に休憩をとり、水分・塩分を補給する。
2 警 戒	25℃	28℃	積極的な休憩を取り、適宜水分・塩分を補給する。
1 注 意	21℃	24℃	熱中症の兆候に注意し、積極的に水分・塩分を補給する。

(2) 雷や暴風の際には、活動の中止や中断の判断を的確に行い、鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス等の内部など安全な場所に避難する。

11 部活動経営の確認事項について

(1) 部活動運営委員会の設置について

①部活動運営委員会を保護者代表者・外部指導者校長・教頭・生徒指主事・部活動担当・（スポーツ少年団代表）で開催する。10月に招集し、部活動経営方針の確認や在り方について情報交換を行う。

(2) 部活動年間活動計画の作成と実績報告について

①部活動担当は長期休業等の場合、部活動の活動計画を作成し、PTA総会資料等で提示する。

②年度始めに顧問は部活動の年間計画を作成し、校長（部活動担当者）に提出する。

③顧問は前月の月末までに月毎の部活動計画を作成し、部活動担当者に提出するとともに、生徒・保護者に提示する。活動実績についても部活動担当者に報告する。

(3) 保護者会主催の練習会は行わない。

保護者会が単独で練習会を行ったり、直接生徒の指導にあたりたりすることのないよう、事前に保護者会と約束を確認するなど共通理解を図る。

(4) 部活動数適正化の規準について（平成23年度より）

次の条件に該当する部は、翌年度から募集停止または停止とする。

団体の部で、新チームになった時点で1,2年生の人数でチームを組めない人数の場合。ただし、ルール上大会出場できる場合は存続する。また、翌年度団体人数を組めることが予想される場合には存続する。

*ただし、令和7年度の部活動任意加入に向けて検討する。

部活動6

(5) 外部指導者について

①外部指導者を求める場合には、指導者の人格が生徒に与える影響が大きいことを考え、教育に関して理解

と識見のある人に学校長が委嘱する。外部指導者申請書を用いる。(様式7)

- ②外部指導者を希望する顧問は、校長・教頭・部活担当者に事前に相談する。
 - ③外部指導者の保険は学校で一括して加入する。
 - ④外部指導者の委嘱期限は1年間とし、4月1日から翌年3月31日までとする。更新については顧問からの要請に応じて校長が改めて委嘱する。
 - ⑤該当する外部指導者は山形市外部指導者推進事業に推薦する。山形市で定める支援対象者は、山形市より謝金が支払われる。
- (6) 卒業生の春休み期間中の部活動参加について
- ①3年生の部活動参加については、卒業式後、顧問からの依頼で保護者の承諾を得た場合に認める。
 - ②4月1日以降の部活動については、高校入学まで日本スポーツ振興センターの保険が適用外のため、卒業生に依頼しない。
 - ③活動の服装や登下校の手段等は、本校のルールに則って行われるよう指導する。

1 2 部長会について

(1) 部長会の目的

- ①よりよい部活動の実施を図り開催する。 ②市中総体・市中新人大会等の報告会を運営する。

(2) 部長会組織について

- ①部長会代表1名 ②部長会副代表1名 ③各部部長 ④部活動担当教諭

(3) 部長会開催時期と内容

- 4月：①部活動ミーティングについて 5月：②市中総体部活動強調週間について
 - 6月：③部活動引き継ぎについて 7月：④夏季休業中の活動について
 - 9月：⑤市中新人大会部活動強調週間について
 - 10月：⑥冬期間の活動について 12月：⑦冬期休業中の活動について
 - 3月：⑧春季休業中の活動について、⑨部活動オリエンテーションについて
- ※その他、必要に応じて随時開催する。

1 3 その他について

- (1) 授業を欠席しての大会出場は、平成4年より認めていない。但し、行政機関の要請による場合は別とする。その場合、保護者の承諾を得ること。
- (2) 保護者の願いによる個人的出場は欠席扱いとなる。
- (3) 部活動の指導・企画・運営・管理は学校（顧問）である。